

道路への倒木・枝の張り出しにご注意ください！

▼車道や歩道の一部において、樹木の張り出しにより通行の妨げとなっている箇所が見受けられます。これらに起因して車両や歩行者に事故が発生した場合、当該樹木の所有者が責任を問われる場合があります（民法第717条及び道路法第43条）のでご注意ください！

▼右の写真のような状態が見られる樹木の所有者の皆さまには、当該樹木の伐採又は枝払いをお願いいたします。また、今後とも普段の管理はもとより、強風や大雨、降雪の後には特に注意されますようご協力お願いいたします。

- ①車道や歩道に樹木が張り出している。
- ②枯れ木や枯れ枝等による通行障害がある。
- ③竹林の繁茂による通行障害がある。

◇作業時の注意事項◇

- 1) 電線や電話線がある箇所の作業は危険が伴う場合がありますので、事前に最寄りの東京電力又はNTTに連絡し、立ち会いのもとで行ってください。
- 2) 作業にあたっては、通行車両、自転車及び歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止等に十分ご配慮ください。

